

後期高齢者医療の被保険者の皆さんへお知らせ

現在お持ちの保険証（水色）の有効期限は、7月31日（金）までとなっています。

新しい保険証（黄色）は、7月中に簡易書留で郵送しますので、8月1日（土）からは新しい保険証（黄色）をお使いください。

新しい保険証（黄色）に記載してある一部負担金の割合は、平成27年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。

なお、現在お持ちの保険証（水色）は、8月1日（土）以降に、役場健康推進課へお返しください。

【一部負担金の割合】

同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、市町村民税の課税所得が145万円以上ある人がいる世帯の被保険者	⇒	一部負担金の割合は (病院などでの窓口負担) 3 割
上記条件に該当しない世帯の被保険者		一部負担金の割合は (病院などでの窓口負担) 1 割

※新しい保険証は裏面に臓器提供意思表示ができるようになりましたので、臓器提供の意思表示をする際は、ボールペンで記入してください。なお、個人情報保護のためのシールを担当窓口にて用意していますので、詳しくは役場健康推進課へお問い合わせください。

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新手続きについて

■現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」（水色）を持っている人

7月31日（金）で有効期限が切れますので、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）を7月中に郵送します。8月1日（土）からご使用ください。

■新しく申請が必要な人

所得区分Ⅰ・Ⅱの方で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っていない人は、外来および入院で受診される際に、この認定証が必要となりますので、役場健康推進課に申請してください。

【申請に必要なもの】 ・後期高齢者医療被保険者証 ・印鑑

■入院・外来時の自己負担限度額および入院時の食事代

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	入院時の食事代 (1食あたり)
現役並み 所得者	44,400円	80,100円+ (総医療費 - 267,000円) × 1%を加算 4回目以降 44,400円 (※1)	260円
一般	12,000円	44,400円	260円
区分Ⅱ (※2)	8,000円	24,600円	過去12カ月で90日までの入院 210円 過去12カ月で91日目からの入院 160円 (※4)
区分Ⅰ (※3)	8,000円	15,000円	100円

(※1) 過去12カ月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円となります。

(※2) 区分Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の人(区分Ⅰ以外の人)。

(※3) 区分Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除{(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人}

(※4) 過去12カ月以内の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。

〈問い合わせ〉 役場 健康推進課 医療保険係 TEL(62)9180